

開催年月日 平成30年12月6日(木)
 質問者 日本共産党 真下 紀子委員
 答弁者 保健福祉部長 佐藤 敏
 施設運営指導課長 篁 俊彦
 高齢者保健福祉課長 野崎 耕二

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>一 要介助者の災害時の避難等について (一) 施設入所者にかかわる一時避難の状況について 初めに、要介助者の災害時の避難等について伺います。9月6日の胆振東部地震から3ヶ月になります。その際、施設入所者に係る一時避難の状況というのはどのようになっていたのか。受け入れ期間とともに、受け入れ側の状況等についてもお示しいただきたいと思ひます。</p> <p>(二) 避難によるストレス等の軽減について 一時的とはいえ、これがなかなか長期化して多くの方が避難されたということで、避難先での避難者の生活環境が大きく変化をすることで、健康の悪化やストレスが増すと考えるところです。その影響は最小限にとどめる対応が必要と考えますが、実際はどうだったのでしょうか。また、そうした対応に関する研修などは、行われていたのでしょうか伺います。</p> <p>施設職員の方の献身的な対応について、私からも感謝申し上げたいと思ひます。災害時の対応ということについては、特段の研修はないわけですね。そうした中で介護職員は、自らの専門職としての能力によって対応されたということでいえば、今後の道の対応にも注目していつて、そうした対応が、どこの施設でもできるようにということで、注目をしていきたいと思ひております。</p>	<p>【施設運営指導課長】 施設入所者の避難状況についてでございますが、この度の震災では、多くの社会福祉施設等が被害を受けたところでございますが、特に、厚真町、安平町、むかわ町の社会福祉施設については、建物が全壊するなど危険な状態にあるため、施設入所者は、町内外の他の施設に分散するなどして発災直後から、順次避難したところでございます。12月1日現在の状況でございますが、厚真町内の特別養護老人ホーム60名の入所者が、10施設・5病院に、障害者支援施設48名が、8施設・7病院に、安平町内の特別養護老人ホーム36名の入所者は、同法人が運営する認知症対応型グループホームへ、むかわ町内の障害者グループホーム24名のうち3名の入所者は、町内の空き住宅にそれぞれ一時避難しております。また、避難先の施設等では、一時的な定員超過の中で、出来る限りの対応をしていただき、住居環境などについても、避難前と同様となるよう努めていただいております。</p> <p>【施設運営指導課長】 避難者への対応についてでございます。入所者の中には慣れ親しんだ施設から避難をしたことによって気持ちが不安定になった方もおられましたが、施設職員の献身的な対応により、除々に落ちつきを取り戻しつつあります。特に、避難先が町外に及んだ厚真町内の社会福祉施設では、介護職員を避難先施設へ派遣し、できるだけ被災前と同じ介護の提供に努めていただき、被災施設と受入施設双方の連携協力によって、避難者の心身への負担は、かなり軽減ができたものと考えております。また、災害時にかかわらず、日頃から介護職員は、環境の変化に応じた介護サービスの提供方法など介護技術の向上のための研修を受講するなどしておりまして、今回の災害においても、その成果が生かされたものと考えておりますことから、道といたしましては、今回の処遇事例を今後、研修を実施する施設に情報提供するなどして、更なる介護職員の資質向上を図ってまいりたいと考えております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(三) 介護報酬等の取扱いについて 介護報酬等の取扱いについてなんですけど、これはどのように取り扱われるのでしょうか。</p> <p>(四) 1 居室以外での処遇に関する対応と介護報酬について 通知の周知を図ったということなんですけど、具体的にお聞きしますけど、避難者の受け入れ施設では、居室以外での処遇となることもあります。その際の処遇の配慮と、介護報酬等についてはどのようになるのでしょうか。</p> <p>2 条件を変えた処遇の場合の対応と介護報酬について それでは、ユニット型個室を多床室として使用した場合、定員超過によってぎゅうぎゅう詰めとなると思うわけですが、この場合の対応と介護報酬について伺います。</p> <p>3 利用者負担について 施設側の努力がうかがえる答弁なのですけれども、避難先では通常のケアと同水準とはならない施設条件の制限が生じるわけです。事業者側が介護報酬を請求することはもちろん当然だと考えますが、利用者にとっては軽減措置が取られるべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。</p>	<p>【施設運営指導課長】 介護報酬等の取扱いについてでございますが、今般の北海道胆振東部地震におきましては、事業所等が被災したことにより、一時的に介護保険サービス事業所としての指定に必要な基準、介護報酬における基本サービス費や加算の算定要件を満たすことが出来なくなる場合であっても、その取扱いを柔軟に行って差し支えない旨の通知が、本年9月に、厚生労働省から出されておまして、道では被災した法人と市町村に対しまして、この趣旨の周知徹底を図ったところでございます。</p> <p>【施設運営指導課長】 居室以外での処遇の取扱いなどについてでございますが、厚生労働省の通知では、被災等による避難者が、一時避難先の施設などに入所した場合において、やむを得ない理由により、当該避難者を静養室や地域交流スペース等居室以外の場所で処遇を行ったときは、従来型多床室の介護報酬を請求することとして差し支えないとされておりましたが、現時点で、居室以外で処遇されている事例はございません。</p> <p>【施設運営指導課長】 ユニット型個室を多床室として使用した場合についてでございますが、厚生労働省の通知では、ユニット型個室として使用していた部屋を多床室として利用した場合、これまで提供してきたユニットケアが継続して提供していると判断できるときは、これまでの利用者の了解を得た上で、これまでの利用者及び被災者の双方について、ユニット型個室の区分により請求して差し支えないとされておりましたが、今般避難されている方ではこのような事例はございません。</p> <p>【高齢者保健福祉課長】 利用者負担の減免についてでございますが、災害救助法が適用された市町村は、被災のため、居宅や施設サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な者について、介護保険法に基づき、市町村の判断により、その負担を減免できることとされております。こうした要介護者等への対応について、この度の震災により、本年9月に、国から道や市町村に対して、改めて通知されたところでございます。 道では、入所者が一時避難している施設が所在する厚真町及び安平町において、被災した要介護者等に対する利用者負担の減免について、現在検討を行っているものと承知しており、今後、町からの相談等に応じるなど、必要な支援に努めてまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(五) 避難先での職員の生活、処遇について</p> <p>かなり長期にわたっておりますので、避難者にとっても職員にとっても生活環境の変化というものは、著しいものと考えます。被災地にある施設の職員は、避難先で生活しながら、サービスを提供することになります。また、受け入れ側もお互い慣れない環境下での仕事は疲労度もストレスも高まったと関係者からお聞きをしました。避難先での職員の生活、処遇はどのように配慮されるのか。遠隔地への避難の場合は、職員の居住環境は、どのようになるのか。生活環境の保障と加算措置といいますか、助成といいますか、そうしたことが必要なのではないかと考えるところです。今回の災害というのは、経験したことのない部分ですので、こうした経験を踏まえて、当事者からも意見を聞き、改善すべきものは改善していくことが必要ではないかと考えております。今回、遠隔地での対応に当たった職員の状況をどう確認し、また災害時における処遇についてどう対応していくのか、伺います。</p> <p>初めての経験を踏まえて、今後、こうした災害があった時にもきちんと対応できるようにということで、部長から答弁をいただいたものですから、この質問はこの程度にとどめておきたいと思っております。</p>	<p>【保健福祉部長】</p> <p>被災社会福祉施設の職員の状況などについてであります。道では、分散して避難を続けながら、建物の後始末や復旧に向けた国庫補助申請事務などに追われております現地の社会福祉法人からの要請を受け、法人事務局に道職員を派遣し、本部機能の維持を支援しているところでございます。入所者の中には、車で2時間以上かかる地域に一時避難した方もおられまして、避難先まで付き添った介護職員は、長期間出張扱いのまま、入所者処遇を継続するなど、今もなお、大変なご苦勞をされているとお伺いをいたしております。道といたしましては、今回の様な広域分散型の本道で発生をいたしました大規模災害時の避難行動につきまして、今後、改めてお話を伺いをし、道の「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引」に反映いたしますとともに、国に対しましては、従来の制度の枠組みでは想定されない課題があることなどを伝えまして、制度改善などを要望してまいる考えでございます。</p>